

# 県地域福祉国保課コーナー

## 国保事務のチェックポイント

季節も冬となり、国保業務担当者の皆様にとって、忙しい時期が到来しました。忙しい中であっても、健康には十分に気を付けながらお過ごしいただければ、と存じます。

さて、県の地域福祉国保課におきましては、今年度も県内の市町村等にお伺いし、国保業務についての実地指導をさせていただいたところです。今回は、指導項目のうち重点事項に対する着眼点や実地指導の際、特に気付いた点について、いくつか解説等いたしましたので参考にご覧ください。

### ①柔整療養費について被保険者等への調査等を行っていますか

柔道整復師の施術の療養費を適正化する取組みの一環として、必要に応じ被保険者等への調査を実施する必要があります。

例えば、3部位以上負傷の申請書、3ヵ月を超える長期継続（4ヵ月目以降）の申請書または施術回数が頻回傾向（1月当たり10～15回以上が継続する傾向がある場合）の申請書に対して、文書照会や聞き取り等を実施しているか、という点が着眼点になります。また、被保険者等に対し、柔整療養費に対する正しい知識を普及させるため、柔整療養費の支給対象となる負傷等について、パンフレットの配布等周知を図っているか、という点も重要となります。

### ②地方単独事業にかかる高額療養費が国庫負担金減額調整の対象となっていますか

ご存知のとおり、地方単独事業による医療費助成を行っている場合は、国庫負担金において調整率が適用され、減額されることとされております。

地方単独事業による医療費助成を行っている場合に高額療養費の支給があったときは、この高額療養費が償還払い、または現物給付のいずれの方法により支給される場合であっても、当該支給額については調整率を適用する必要があります。

いずれか一方のみではなく、現物給付、償還払い双方の場合に調整率が適用されているか、が着眼点となります。

### ③第三者行為による被害の把握等を適切に行っていますか

第三者行為による被害の把握等においては、例えば以下の取組みが適切に行われているか、が着眼点となります。

- (1)診療報酬明細書（レセプト）等の点検により、複数の骨折や頭部打撲、外傷性の傷害等の傷病名等から、第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して、被保険者に照会する。
- (2)損害保険会社、国保連合会等と連携し、第三者行為による被害を早期に把握する。発見後は、世帯主等に対し速やかな傷病届の提出を勧奨する。
- (3)ホームページ等により、第三者行為による傷病の場合には傷病届を保険者に提出する義務があること等を周知する。

### ④マイナンバー制度へ対応していますか

平成28年1月からマイナンバー制度が開始したことにより、国保においても対応が必要となりました。療養費支給申請書、食事療養標準負担額減額認定申請書、高額療養費支給申請書、など国の通知で示されているだけでも25種類の様式において、個人番号欄を設ける等の改正が必要とされています。これらの様式を実際に改正するだけでなく、当該様式の根拠となる施行規則等についても改正されているか、が着眼点となります。

また、個人番号を取り扱う事務を事業者へ委託する場合には、法律で規定された目的以外の利用の禁止など、国の定めるガイドラインを厳格に遵守するよう委託先を適切に監督しているか、が重要となります。

### ⑤診療報酬明細書点検調査を外委託した場合、委託業務を適切に管理していますか

診療報酬明細書点検調査は専門知識が必要であることから、事業者には業務を委託している保険者も少なくありません。その際には、財政効果額を踏まえた費用対効果を意識していただきながら、以下の二点にご注意願います。

一つ目は、委託した事業者には点検調査業務を“任せっきり”にしない、ということです。事業者が委託された業務を適正に行っているのか定期的に把握・管理、そして分析し、医療費の適正化に努めていただきたいと思います。

二つ目は、毎年同じ事業者のみと契約していませんか？競争入札や複数事業者による見積り合わせをするなど、競争原理を働かせ、より安価な発注を心掛けていただきたいと思います（契約方法については、各保険者が規定する会計規則にも照らしてみる必要があります）。